

市町村連携による広域的な消費生活相談等の対応例

構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
ニセコ町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町	北海道	H22.6	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	自治法第252条の2の法定協議会	構成自治体が規約を締結し、法定協議会を設置。規約に基づきニセコ町が相談員を雇用(1名)し、同庁に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	5割:均等割 5割:人口割	ニセコ町(4,673人) 黒松内町(3,219人) 蘭越町(5,530人) 真狩村(2,283人) 留寿都村(2,025人) 喜茂別町(2,543人) 京極町(3,444人) 計23,717人	
滝川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	北海道	H22.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、滝川市で高度な相談について対応。	10%:均等割 45%:人口割 45%:件数割	滝川市(44,005人) 奈井江町(6,500人) 浦臼町(2,348人) 新十津川町(7,397人) 雨竜町(3,019人) 計63,269人	
釧路振興局内市町村 (釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町)	北海道	H20.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	自治法252条14の事務委託	釧路市に対して、相談事務等の委託	1万円の均等割 残りは件数割	釧路市(187,569人) 釧路町(21,323人) 厚岸町(11,014人) 浜中町(6,735人) 標茶町(8,502人) 弟子屈町(8,535人) 鶴居村(2,573人) 白糠町(9,934人) 計256,185人	件数については、前々年度以前3年の数値
岩内町、島牧村、寿都町、共和町、泊村、神恵内村	北海道	H22.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、岩内町で高度な相談について対応。	5割:岩内町 5割:岩内を除く5町村で負担 (4割:均等割、6割:人口割)	岩内町(15,437人) 島牧村(1,927人) 寿都町(3,568人) 共和町(6,755人) 泊村(1,983人) 神恵内村(1,091人) 計30,761人	
富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	北海道	H18.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、富良野市で高度な相談について対応。	5割:人口割 5割:件数割	富良野市(24,488人) 上富良野町(12,071人) 中富良野町(5,648人) 南富良野町(2,876人) 占冠村(1,259人) 計46,342人	平成22年度の協定までは、件数については前々年度以前3年の平均件数を採用
盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体が協定書を締結。協定書に基づき盛岡市が新たに4名の相談員を雇用(計13名)し、同市消費生活センターで事務共同実施。窓口は月～金開所。	人口割	盛岡市(292,035人) 八幡平市(30,042人) 雫石町(18,752人) 葛巻町(7,770人) 岩手町(15,998人) 滝沢村(53,048人) 紫波町(34,334人) 矢巾町(27,026人) 計479,005人	
二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (完全集約)	自治法252条の14の事務委託	構成自治体が規約を締結。規約に基づき二戸市が相談員を雇用(3名)し、県合同庁舎に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	1割:均等割 9割:相談件数割	二戸市(30,988人) 軽米町(10,868人) 九戸村(6,789人) 一戸町(14,931人) 計63,576人	
釜石市、大槌町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (完全集約)	自治法252条の14の事務委託	構成自治体が規約を締結。規約に基づき釜石市が相談員を雇用(2名)し、同市庁舎に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	1割:均等割 4.5割:人口割 4.5割:相談件数割	釜石市(41,038人) 大槌町(16,376人) 計57,414人	
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	埼玉県	H15.10	中心市集約方式 (完全集約)	事務協定形式	市町間での契約に基づき、秩父市で4町の住民からの相談も一括対応。秩父市は窓口を週4日開設。	過去3年間の相談件数割	秩父市(69,386人) 横瀬町(9,367人) 皆野町(11,272人) 長瀬町(8,178人) 小鹿野町(14,070人) 計112,273人	

構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
本庄市、上里町、美里町、神川町	埼玉県	H22.4	その他	事務協定形式	事務協定に基づき、本庄市と上里町が週2日ずつ開設し、相互利用。かつ、美里町と神川町の住民からの相談も対応。美里町と神川町は消費生活相談員はおかず、簡易な案件のみ職員で対応。	分担なし	本庄市(79,549人) 上里町(30,808人) 美里町(11,824人) 神川町(14,548人) 計136,729人	
宮代町、杉戸町	埼玉県	H18.6	相互乗入方式	その他	両町が週1日ずつ開設し、相互利用。(規約、事務協定等は取り交わしていない。)	分担なし	宮代町(33,153人) 杉戸町(47,206人) 計80,359人	
平塚市、大磯町、二宮町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 平塚市窓口：月～金開所 平塚市相談員：5人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、大磯町と二宮町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、平塚市にも委託して相談を実施。 ＜大磯町＞平成22年4月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) ＜二宮町＞平成22年3月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、経費総額に対し、相談件数の居住地割合に応じ、平塚市：大磯町：二宮町＝8：1：1で按分。(相談員の報酬、維持運営費等を含めて按分。)	平塚市(257,427人) 大磯町(33,639人) 二宮町(30,130人) 計63,769人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 小田原市窓口：月～金開所 小田原市相談員：4人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、小田原市以外の町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、小田原市にも委託して相談を実施。 ＜箱根町＞平成22年2月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) ＜真鶴町＞平成22年2月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) ＜湯河原町＞平成21年11月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、相談に係る経費総額(相談員報酬、社会保険料、研修旅費等)に対し、小田原市：箱根町：真鶴町：湯河原町＝7：1：1：1で按分。(維持運営費等は小田原市が負担。)	小田原市 (196,916人) 箱根町 (13,210人) 真鶴町 (8,550人) 湯河原町 (27,521人) 計246,197人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 南足柄市窓口：月、火、水、金開所 南足柄市相談員：3人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、南足柄市以外の町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、南足柄市にも委託して相談を実施。 ＜中井町、大井町、松田町、山北町、開成町＞ 平成22年4月から毎週木曜日(南足柄市で相談を実施していない毎週木曜日のみ)相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、相談員の報酬のみをそれぞれの市町で等分。(端数は南足柄市負担。また、費用弁償、維持運営費等も南足柄市負担。)	南足柄市(44,330人) 中井町(9,978人) 大井町(18,090人) 松田町(12,088人) 山北町(12,301人) 開成町(15,934人) 計112,721人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。
厚木市、清川村	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (完全集約)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 厚木市窓口：月～金開所 厚木市相談員：4人 (平成22年4月1日現在)	費用負担については、以前県が交付していた「市町村消費生活相談体制推進事業費補助金」の相談員等設置費補助単価@9,400円×年間49日＝460,000円を清川村が負担。(端数は厚木市が負担。維持運営費等も厚木市負担。)	厚木市(219,510人) 清川村(3,333人) 計222,843人	

構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
茅ヶ崎市、寒川町	神奈川県	平成15年度	相互乗入方式	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 茅ヶ崎市窓口：月～金開所 茅ヶ崎市相談員：6人 (平成22年4月1日現在) 寒川町窓口：月、木開所 寒川町相談員：5人 (平成22年4月1日現在)	費用負担については、経費総額を相談件数1件あたりに割り返し、その数値に構成市町それぞれの相談件数をかけて算出。	茅ヶ崎市(234,364人) 寒川町(47,569人) 計281,933人	
輪島市、珠洲市、能登町、穴水町	石川県	22.4.1	事務組合方式	自治法284条3項の広域連合	一部事務組合で規約を締結。 組合で相談員1名雇用 窓口は週5日開所	5割：均等割 5割：人口割	輪島市(32,581人) 珠洲市(17,921人) 能登町(19,712人) 穴水町(10,333人) 計80,547人	
鈴鹿市、亀山市	三重県	平成18年4月	広域連合	自治法284条3項の広域連合	鈴鹿亀山地区広域連合消費生活センター条例により設置。施行規則により必要事項を定める。 21年度定数外相談員3名、定数内1名 窓口は、週4日午前9時～午後4時	3割：均等割 7割：人口割	鈴鹿市(194,512人) 亀山市(47,711人) 計242,223人	
木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村	京都府	平成22年3月	事務組合方式	自治法285条の複合的一部事務組合	「相楽消費生活センターの設置及び運営に関する規則」により、相楽郡広域事務組合にてセンターを設置。消費生活相談員3名。 1. 名称：相楽消費生活相談センター 2. 場所：木津川市 3. 開設日：月曜日～金曜日、午前9時～午後4時 4. 相談体制：センター内での相談と巡回相談	固定的経費については、市町村で均等負担、運営的経費については、人口割	木津川市(68,443人) 笠置町(1,797人) 和束町(4,932人) 精華町(35,747人) 南山城村(3,315人) 計114,234人	
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	兵庫県	平成22年4月	その他	事務協定形式	3市2町で「たじま消費者ホットライン運営協議会」を設置し、消費生活相談事務を共同で処理する窓口を設置。(場所は県立但馬生活科学センター内) 各市町の相談員が毎日2名程度交代で相談に対応。困難事案等は、県センターへ引き継いだり、合同で処理するなど、県の相談員が実務を通じて支援。	各市町が法令外負担金により拠出(県負担はなし)	豊岡市(89,286人) 養父市(27,883人) 朝来市(34,369人) 香美町(21,431人) 新温泉町(17,223人) 計190,192人	
吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	奈良県	平成9年10月	巡回方式	事務協定形式	吉野郡消費者生活実践連絡協議会規約を定め、消費生活相談、啓発事業、研修事業等を実施。吉野町、大淀町、下市町、川上村に3ヶ月ごと(毎週火曜日)に、相談員を配置。周辺町村は、どの窓口でも利用可。		吉野町(9,483人) 大淀町(20,001人) 下市町(7,246人) 黒滝村(970人) 天川村(1,824人) 下北山村(1,228人) 上北山村(708人) 川上村(1,947人) 東吉野村(2,562人) 計45,969人	
大洲市、西予市、内子町	愛媛県	平成21年2月	その他	その他	三市町により、相談員を共同配置、大洲市：週2日、西予市：週2日、内子町：週1日それぞれ配置。	3割：均等割 7割：人口割	大洲市(49,564人) 西予市(44,127人) 内子町(19,322人) 計113,013人	